

事務 事業名	コード1	1533	地籍調査事務費	課	建設課				
	コード2			所屬班	用地班				
			☐ 主要事業	電話番号	57-1192	内線	7918		
政策 体系	基本方針	1	安全で魅力のあるまちづくり	予算科目	会計		款	項	目
	施策	1	地域の実情に即した土地利用		一般会計		08	01	02
	施策の展開	1	秩序ある土地利用	根拠法令					
	基本事業	2	国土調査事業		国土調査法				

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 昭和 63 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述⇒	登記所(法務局)に備え付けられている地図(公図)は、明治初期の地租改正事業に作成された字限図(絵図)や経緯度との関連づけのない局地的な測量によるもの(土地の位置及び形状の概略を記載した地図)が多く、土地の境界や面積等が現地と大きく食い違い、境界をめぐるトラブルの発生等の支障が生じております。 そのため、国土調査法に基づく地籍調査により、一筆(一地番)ごとの土地について、土地所有者等の調査並びに土地所有者による境界確認及び地積に関する座標値測量を行い、地図等を作成し地籍の明確化を図るものです。 【業務の流れ】 調査に先立って、住民への説明会を実施し、現地において土地所有者等の立会いにより、境界等の確認を行い筆界杭を打ちます。その杭を地球上の座標値と結びつけ一筆ごとの正確な測量を行い、各筆の筆界点をもとに、正確な地図を作り、面積を測定します。測量成果の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設け、国・県の認証を経て登記所へ送付します。

(2)トータルコスト

① 事業費の内訳(費目等)		単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
事業 内 訳	調査・測量委託料	千円						
	電算機保守委託料	千円	4,973	6,645	5,715	3,472		
	事務機器賃借料	千円						
	地方債	千円						
	その他	千円						
		一般財源	千円	2,326	3,840	6,375	3,378	
② 延べ業務時間の内訳		事業費計 (A)	千円	7,299	10,485	12,090	6,850	0
人 件 費	正規職員従事人数	人	2.00	2.00	2.00	1.40		0
	延べ業務時間	時間	4,030	4,030	4,030	2,821		0
	人件費計 (B)	千円	15,314	15,314	15,314	10,720	0	0
トータルコスト(A)+(B)		千円	22,613	25,799	27,404	17,570	0	0

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
	23年度実績(23年度に行った主な活動) 現地一筆地調査・測量 22年度分成果の閲覧 東日本大震災による検証測量	ア 年間地籍調査実施面積	km ²	0.33	0.50	0.54	-		
	24年度計画(24年度に計画している主な活動) 東日本大震災による検証測量 23年度分成果の閲覧 認証請求	イ							
		ウ							
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	⑥ 対象指標名	単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
	旭市内の地籍調査対象地域(土地改良事業・都市区画整理事業・公共土地開発事業区域を除いた地域) (全地籍調査対象面積129.91km ²)	ア 年間地籍調査対象面積	km ²	0.33	0.50	0.54	-		
	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
	現在、登記所に備え付けられている公図や登記簿が正確でない箇所があるため、一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界及び地積を調査・測量し、その成果をもって登記簿の記載を修正し公図を置き換える。	ア 地籍調査登記完了面積 (登記が完了した累積面積)	km ²	11.83	12.25	12.99	13.74		
上位 目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	21年度 (決算)	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (計画)	25年度 (計画)	26年度 (計画)
	公共事業の計画、設計、用地買収等の円滑化 固定資産税の課税適正化 災害による復旧事業の円滑化	ア 地籍調査進捗率 (地籍調査等実施済み地域面積÷地籍調査対象面積)	%	15.3	15.66	16.07	16.16		
		イ							

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か？どんな経緯で始まったか？	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか？	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
昭和62年5月千葉県内の地籍調査未着手市町村打ち合わせ会議が開催され、県より実施を要望された。当時千葉県内で地籍調査が実施されていた市町村は安房地域と香取地域が多く、特に香取郡での未実施の町は小見川町と干潟町のみであったので、63年度より重点事業として国土調査を旧干潟町で実施することになった。	・国土調査法の改正により一定の要件を満たす民間法人等に各工程を一括して委託することができるようになった。 ・東日本大震災により図根点や筆界の座標値が変わり、新たに検証測量事業が増えた。	・これまで過去に地籍調査を実施した方々の中に、ほんのわずかながら「調査がおかしい。」との苦情や問い合わせ、及び再調査の要望等があり。 ・調査は終わっているが登記はいつ終了するのか問い合わせあり。 ・ただ公図を正すためだけにお金をかける必要があるのか意見あり。

事務事業名	地籍調査事務費	課名	建設課	班名	用地班
-------	---------	----	-----	----	-----

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 結びついている ⇒【理由】
	この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	道路新設事業の用地買収事務や課税適正等には大きな効果があるが、調査終了地域での用地買収を必要とする大きな事業は少なく、また市全域の調査終了までは調査規模が年0.5km ² で推移すると約110年間の長期間と膨大な費用を要する。
	② 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】
有効性 評価	対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	あくまでも国土調査法に基づく地籍調査で、対象は市内の土地、意図は公図及び登記簿の修正しかない。ただ事業効果は、調査終了地区に限定されており、今後、対象地域が市街地へ移行した場合は調査自体の困難度が増す。
	③ 行政関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】
	なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	調査に必要な個人情報を扱い、調査成果管理を行うため市が実施する必要があります。
有効性 評価	④ 成果の現状水準	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】
	あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	1つの地区の計画・現地立会い・閲覧・認証・登記まで約3～4年ぐらいで完了するが、現状一部認証の遅延地区が残っている。(H17年度楠木⑤、H18年度万力①、H20年度秋田・万力) 銚子市、匝瑳市は未着手。香取市は休止中。東庄町は継続中。
	⑤ 成果の向上余地	☒ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】
効率性 評価	次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するかどうか？	ただし年度ごとの調査区域を拡大し著しい成果の向上を図るには、予算の増額や職員の増員を行うしかない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：() (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】
	目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	国土調査法に基づき実施しており、類似事業は無く他の手段は無いが、境界の確定、公図・登記簿の訂正が生じた場合は、従前どおりの個別対応が可能である。
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】
	事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	調査面積は事業費に比例するため、調査面積を減らすことなく事業費を削減することはできない。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】
公平性 評価	やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	必要最小限の人員で事業を展開しているので、削減の余地はない。
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】
	事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	この事業は国・県からの補助金及び市の費用により行いますので、土地所有者の費用負担は一切ありません。しかし、受益者は、調査終了地域の土地所有者に限定され、調査区域外の土地所有者の直接的な受益機会はなく、市全域としての公平さは欠ける。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☒ 見直し余地あり ④ 公平性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり	旭市全域を完了するには、調査規模を年0.5km ² で推移すると約110年という長い調査期間が必要となるため、早期完了するには毎年拡大予算の計上及び職員の確保が強く望まれる。また、成果は国や県の財政状況により左右されるため、市独自で成果を向上することはできない。以上のことから旧干潟町の地区とそれに接する鎌数谷町場地区をもって事業を休止すべきと考えます。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1) 今後の事業の方向性(複数選択可) ※2～3年後を目処にした方向性 ☐ 目的再設定 ☐ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 受益機会の適正化 ☒ 廃止・休止 ☐ 行政関与の見直し ☐ 事業統廃合・連携(関連事業) ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☐ 費用負担の適正化		<
--	--	---